

戦略的特許実務：拒絶理由の「併せ打ち」と反論成功率に関するエビデンスベース分析

Gemini Deep Research

序論

日本国特許庁（JPO）からの最初の拒絶理由通知書（First Office Action）は、特許出願手続きにおける極めて重要な転換点である。単一かつ明確な拒絶理由が提示される場合は、対処すべき課題が明確である。しかし、複数の異なる拒絶理由が同時に通知される、いわゆる「併せ打ち」と呼ばれる実務慣行は、出願人にとってより複雑な戦略的パズルを提示する。本レポートは、この「併せ打ち」という実務と、それに対する出願人の応答（反論）の最終的な成功率との間に存在する、微妙かつ複雑な関係性を深く掘り下げるものである。

本分析の核心的な問いは、単なる経験則を超え、実証的データと手続き的分析を通じて明らかにされるべきものである。すなわち、「拒絶理由の複数性は、根本的に欠陥の多い出願であることを示唆するシグナルなのか、それとも単なる手続き上の産物なのか？」そして、より重要な問いとして、「複雑な『併せ打ち』による拒絶に直面した際、統計的に最も有効性が証明されている応答戦略とは何か？」である。

本レポートは、反論の有効性に関する画期的な統計研究、JPOの審査基準、そしてマクロレベルの特許統計から得られた知見を統合する。分析は、審査官の手続き的計算、出願人の戦略的応答、そして成功の統計的確率という三つの重要な視点から、この問題を多角的に解き明かす。レポートの構成は、まず「併せ打ち」の手続き的背景を確立し、次に反論を成功に導く要因に関する実証的データを深掘りし、最後にこれらの情報を統合して、実務家が活用できるデータ駆動型の戦略的指針を提供することを目的とする。

I. 審査官の計算：「併せ打ち」の制度的枠組みと論理的

根拠

このセクションでは、審査官がなぜ、そしてどのようにして複数の拒絶理由を通知するのかという、特許審査の基本的な「ゲームのルール」を確立する。この背景を理解することは、審査官の意図を誤解せず、適切な戦略を立案する上で不可欠である。

包括的な初回通知の原則

JPO の運用原則の根幹には、審査官は最初の拒絶理由通知において、発見した全ての拒絶理由を出願人に通知すべきであるという考え方が存在する¹。これは手続きの効率性を確保するための基本方針であり、可能であれば一度の中間処理で全ての未解決事項を解消することを目的としている。

この原則が意味するところは、「併せ打ち」は多くの場合、例外的に欠陥の多い出願に対する特別な措置ではなく、むしろ標準的な手続きであるということである。審査官は、発見した拒絶理由を網羅的に通知する義務を負っている。実務上、新規性の欠如、進歩性の欠如、そして記載要件違反（明確性要件や実施可能要件など）といった複数の拒絶理由が同時に指摘されることは頻繁に発生する³。したがって、実務家は「併せ打ち」通知を受け取ったという事実自体に過度に悲観的になるべきではない。それは、審査官が手続き上の義務を忠実に履行した結果であることが多いからだ。この通知は、権利化を妨げる全ての論点を網羅した包括的な診断書として捉えるべきである。

重大な例外：「重畳的な拒絶理由の通知省略」

包括的通知の原則には、重要な例外規定が存在する。審査基準は、ある主要な拒絶理由への応答によって、他の拒絶理由も同時に解消される可能性が非常に高いと判断される場合、審査官がその拒絶理由の通知を省略できる裁量を認めている¹。例えば、審査官が進歩性の欠如を指摘すれば、出願人が行うであろう補正によって、同時に存在していた明確性の問題も解消されると合理的に予測できる場合、審査官は進歩性の拒絶理由のみを通知することができる。

この裁量権の存在は、戦略的に極めて重要な示唆を与える。それは、審査官の思考の中に、拒絶理由の階層構造、すなわち「主要な拒絶理由」と「副次的な拒絶理由」という区別が存在す

ることを示唆している。通知書に明記された拒絶理由は、審査官が独立的かつ主要な権利化の障壁であると判断したものである。一方で、通知書に記載されていない潜在的な拒絶理由は、存在しないことを意味するのではなく、主要な拒絶理由への対処に伴って付随的に解消されると審査官が期待していることを示している。この点を理解することで、出願人は審査官が真に問題視している核心的な論点を見極めることが可能となる。

制度的圧力の産物としての「併せ打ち」

JPO は、他の主要な特許庁と同様に、審査の迅速性と質の維持という二つの目標を両立させるという大きな圧力の下で運営されている⁶。審査請求件数の増加は審査待ち期間の長期化を招く可能性があり、制度全体として長期にわたる審査プロセスを回避することが求められている⁹。

このような背景において、「併せ打ち」は審査の効率化という目標に貢献する。一度の通知で全ての論点をテーブルの上に提示することにより、JPO は一つの問題を解決したら、以前は言及されていなかった別の理由で再び拒絶理由が通知されるという、いわゆる「もぐら叩き」のような状況を避けることを目指している。これは出願人に対して包括的な応答を求めるという点で負担を強いる側面もあるが、JPO の視点から見れば、審査プロセス全体を合理化し、迅速化するための論理的な帰結なのである¹¹。

この制度的背景を理解することは、出願人が審査官の通知を個人的な攻撃や敵対的な行為としてではなく、制度的な要請に応えるための手続き的な行動として客観的に捉える助けとなる。

本セクションの要諦

審査官の行動原理を分析した結果、実務家が持つべき戦略的視座が明らかになる。

第一に、「併せ打ち」は、必ずしも克服不可能な欠陥の宣告ではなく、手続き上の網羅性の現れであると理解すべきである。JPO の審査基準が初回通知における包括性を要求している以上¹、審査官が複数の問題点を発見した場合、それら全てを通知することは手続き上の義務の履行に他ならない。したがって、実務家は「併せ打ち」通知を、出願放棄のシグナルとして早計に解釈するのではなく、対処すべき全ての論点を明示した審査官からの包括的な診断レポートとして冷静に受け止めるべきである。

第二に、より高度な戦略的示唆は、「併せ打ち」において通知されなかった拒絶理由が、通知

された拒絶理由と同様に有益な情報となり得るという点にある。審査官は、付随的に解消されると判断した拒絶理由を省略する裁量を持つ¹¹。例えば、ある出願に進歩性の重大な問題と、軽微な明確性の問題が存在するにもかかわらず、進歩性のみが指摘された場合、それは審査官の主要な懸念がどこにあるかを明確に示している。これは審査官からの暗黙のメッセージ、すなわち「この大きな問題を解決すれば、小さな問題はおそらくそれに伴って解消されるだろう」と解釈できる。熟練した実務家は、通知書に何が書かれているだけでなく、何が書かれていないかを分析することで、審査官が最も重要と見なしている論点にリソースを集中させ、よりの絞った効果的な応答を作成することが可能となる。

II. 進歩性に関する反論戦略の実証的解剖

このセクションは、本レポートのデータ駆動型分析の中核を成す。716件の事例を対象とした詳細な統計分析¹²を活用し、手続き論からエビデンスに基づいた戦略論へと議論を進める。ここでは特に、特許実務において最も頻繁に争点となる進歩性の拒絶理由に対する反論に焦点を当てる。

反論の五類型：有効性の階層構造

当該研究では、進歩性欠如の拒絶理由に対する反論を以下の五つの類型に分類している¹²。

1. 審査官の事実認定（引用発明の内容認定等）の誤り
2. 相違点に係る構成が設計事項ではないこと
3. 引用発明を組み合わせる動機付けの欠如
4. 引用発明の組み合わせを阻害する要因の存在
5. 有利な効果の奏功

これらの反論類型が単独で主張された場合の特許査定率を分析した結果、明確な有効性の階層構造が明らかになった。具体的には、「事実認定の誤り」（類型1）または「設計事項ではない」（類型2）を単独で主張した場合の特許査定率は、補正を含む全案件の平均特許査定率（85.2%）を上回った。これに対し、「動機付けの欠如」（類型3）、「阻害要因の存在」（類型4）、または「有利な効果」（類型5）を単独で主張した場合の特許査定率は、平均を大幅に下回った¹²。

この結果は、反論戦略における極めて重要な序列を示している。審査官の拒絶理由の根幹を直

接的に覆す議論、すなわち「あなたは引用発明を誤読している」あるいは「あなたは本願発明を誤解している」という趣旨の主張が、統計的に最も強力である。一方で、審査官が提示した事実認定を受け入れた上で、その解釈（動機付けの有無や効果の評価など）について争う議論は、単独で用いた場合の有効性が著しく低いことが実証された。

相乗効果と専門分野への特化：議論の組み合わせの技術

分析対象となった案件の半数以上（54%）において、複数の反論類型を組み合わせた応答がなされていた¹³。どのような組み合わせが頻繁に用いられ、かつ有効であったかを分析すると、技術分野ごとに洗練された戦略が存在することがわかる。

最も一般的な組み合わせは、「事実認定の誤り＋有利な効果」であり、特に機械・構造系の技術分野で多用されていた。これは、まず審査官による引用発明の認定の誤りを指摘し、その上で、正しく認定し直した引用発明では本願発明が奏する有利な効果は達成できない、と主張する論理構成である。

次に多かったのは、「動機付けの欠如＋有利な効果」の組み合わせで、これは化学・バイオ分野で顕著に見られた。この分野では、実験データに裏付けられた有利な効果の主張が重要となるが、それに加えて、引用文献には当該効果やそれによって解決される課題が開示されていないため、本願発明の構成を採用する動機付けが存在しない、と主張する戦略が有効とされる。

三番目に多かった「事実認定の誤り＋動機付けの欠如」は、技術分野を問わず広く用いられていた¹³。

これらの分析から、複数の議論を組み合わせる行為は、単なる羅列ではなく、技術分野の特性に合わせて最適化された高度な戦略的選択であることが明らかになる。

量のパラドックス：なぜ多くの反論が良い結果に繋がらないのか

「反論の論点を増やせば増やすほど、特許査定を得やすくなるのではないか？」という直感的な問いに対し、統計分析は明確に「NO」という結論を提示している。

特許査定となった案件と拒絶査定となった案件それぞれについて、主張された反論の論点数（一つ、二つ、三つ）の割合を比較し、カイ二乗検定（ χ^2 検定）を行った結果、両者の間に統計的に有意な差は認められなかった¹³。

これは、本研究における最も衝撃的かつ重要な発見の一つである。複数の反論を網羅的に提示する、いわゆる「ショットガン・アプローチ」が有効であるという一般的な思い込みを、データが明確に否定したのである。反論の成功は、主張の質と種類によって決まるのであり、その量によるものではない。一つの正確で強力な反論は、統計的に見て、三つの弱い反論よりも優れていることが示唆される。

表 1: 進歩性に対する単独反論類型の有効性

反論類型	単独主張時の特許査定率	全体平均査定率(85.2%)との比較
1. 事実認定の誤り	高 (85.2%を上回る)	(+) 有効性が高い
2. 設計事項ではない	高 (85.2%を上回る)	(+) 有効性が高い
3. 動機付けの欠如	低 (85.2%を大幅に下回る)	(--) 単独での有効性は低い
4. 阻害要因の存在	低 (85.2%を大幅に下回る)	(--) 単独での有効性は低い
5. 有利な効果	低 (85.2%を大幅に下回る)	(--) 単独での有効性は低い

注：本表は、参考文献¹²の分析結果に基づき、各反論類型を単独で主張した場合の特許査定率の傾向を定性的に示したものである。

表 2: 主要な反論の組み合わせと技術分野別の傾向

反論の組み合わせ	機械・構造分野	化学・バイオ分野	電気・IT 分野
事実認定の誤り +	高	中	中

有利な効果			
動機付けの欠如 + 有利な効果	中	高	中
事実認定の誤り + 動機付けの欠如	中	中	中

注：本表は、参考文献¹³の分析に基づき、複数の反論が主張された案件における主要な組み合わせと、その技術分野別の使用頻度の傾向を示したものである。「高」はその分野で特に顕著に見られる組み合わせを示す。

本セクションの要諦

進歩性反論に関する実証データの分析は、実務に直接的な示唆を与える。

第一に、「有利な効果」に関する主張は、主役ではなく助演俳優の役割を果たすべきである。データを見ると、「有利な効果」（類型5）を単独で主張した場合の成功率は非常に低い¹²。しかしその一方で、成功した反論の組み合わせの上位二つ（「事実認定+効果」、「動機付け+効果」）には、この「有利な効果」が含まれている¹³。この一見矛盾した結果は、その役割を正しく理解することで解消される。審査官が発明の構成自体を自明であると確信している状況で、いかに有利な効果を主張しても説得力を持たない。効果の主張が法的な意味を持つのは、まず「事実認定の誤り」や「動機付けの欠如」といった主要な反論によって、審査官の進歩性否定の論理（*prima facie case*）に疑義が生じた後である。したがって、実務家は応答書を構成する際、まず審査官の論理の土台を崩し、

その上で、有利な効果を「だからこそ、その構成変更を行う動機付けがなかった」あるいは「その構成変更の結果は予測外のものであった」という結論を補強する証拠として提示すべきである。

第二に、「併せ打ち」は、出願人を統計的に有効性の低い「量の戦略」へと誘い込む戦略的な畏として機能し得る。複数の拒絶理由が提示されると、出願人はそれぞれの論点に個別に対処しようとするのが自然な反応である。しかし、「量のパラドックス」に関するデータ¹³は、反論の数を増やすことが成功確率を高めないことを示している。最も成功率の高い反論は、審査

官の核心的な事実認定に異議を唱えるものである¹²。このことから導き出される「併せ打ち」に対する最適戦略は、直感に反するかもしれない。複数の拒絶理由それぞれに対して同程度の重みで反論を作成するのではなく、まず拒絶理由全体の「重心」を見極めるべきである。すなわち、「引用発明に関する一つの根本的な誤解を正せば、他の論点も含めて拒絶理由全体が崩壊するのではないか？」と自問すべきである。データは、複数の拒絶理由に直面した場合であっても、一つの強力な事実ベースの反論に全力を集中させることが、複数の戦線に戦力を分散させるよりも優れていることを強く示唆している。

III. 文脈の中の「併せ打ち」：相関、因果、そして戦略的解釈

このセクションでは、セクションIで明らかにした手続き上の現実と、セクションIIで詳述した実証的データを統合し、「併せ打ち」通知を受け取ることが真に何を意味するのかについて、包括的な解釈を提供する。

複数性と困難性の切り離し

セクションIでは、「併せ打ち」がしばしば手続き上の規範（norm）であることが示された。一方でセクションIIでは、応答における反論の数が成功率と相関しないことが明らかになった。この二つの事実を組み合わせることで、重要な仮説を導き出すことができる。すなわち、通知された拒絶理由の数が、それ自体で最終的な拒絶査定率の上昇を引き起こすわけではない、ということである。

むしろ、「併せ打ち」は、単に複数の独立した欠陥を持つ出願と相関しているに過ぎない可能性が高い。つまり、出願が最終的に拒絶されるのは、拒絶理由が複数であったという事実のためではなく、その出願が抱える個々の実質的な問題の深刻さのためである。この視点は、実務家が「併せ打ち」を乗り越えられない壁としてではなく、解決すべき個別の課題のリストとして捉えることを可能にする。問題は「複数であること」ではなく、「個々の課題の内容」なのである。

診断ツールとしての「併せ打ち」の活用法

「併せ打ち」通知は、単なる拒絶の宣告ではなく、出願の弱点を詳細に示した診断書として戦略的に活用することができる。例えば、根本的な進歩性の問題（特許法第 29 条第 2 項）と、軽微な形式上の問題（例：特許法第 36 条の明確性要件）が同時に指摘された場合と、二つの独立かつ強力な進歩性拒絶理由が指摘された場合とでは、取るべき戦略は全く異なる。実務家は、通知された理由をトリアージ（優先順位付け）する必要がある。

戦略的なトリアージは、以下の手順で行うことができる。

1. **主要な実体的拒絶理由の特定**：新規性、進歩性など、特許性の根幹に関わる拒絶理由。これらは権利化に対する最大の脅威である。
2. **副次的な実体的拒絶理由の特定**：実施可能要件、サポート要件など。これらはしばしば主要な拒絶理由が指摘された請求項の文言と連動している。
3. **形式的・明確性の拒絶理由の特定**：明確性要件など。これらは多くの場合、補正によって比較的容易に解消可能である。

このトリアージを行うことで、実務家は特許性に対する最大の脅威となっている拒絶理由に労力を集中させることができる。これは、セクション II で明らかになった「量より質」の原則とも合致する。全ての拒絶理由に均等にリソースを配分するのではなく、最も影響の大きい問題に焦点を当てることで、より効率的かつ効果的な応答が可能となる。

本セクションの要諦

手続き論と実証データを統合した結果、より洗練された戦略的視点が得られる。「併せ打ち」への対応戦略は、提示された拒絶理由の性質によって決定されるべきである。すなわち、それは「連動型」の拒絶理由か、それとも「サイロ型」の拒絶理由かを見極める必要がある。

「連動型」の拒絶理由とは、例えば、ある請求項の特定の文言に対して、進歩性の欠如とサポート要件違反が同時に指摘されるようなケースである。この場合、その文言の技術的意味を明確にするような反論や補正を行うことで、進歩性の問題とサポート要件の問題が同時に解消される可能性がある。これらは根本的な原因を共有している。

一方、「サイロ型」の拒絶理由とは、例えば、請求項 1 に対して進歩性の欠如が指摘され、それとは全く無関係に、請求項 5 の文言に対して明確性要件違反が指摘されるようなケースである。これらは独立した問題であり、それぞれに個別の解決策が必要となる。

したがって、実務家が「併せ打ち」通知を受け取った際に最初に行うべき分析は、指摘された拒絶理由間の関係性を特定することである。もしそれらが連動しているのであれば、根本原因

を標的とした一つのエレガントな解決策が最適である。もしサイロ化しているのであれば、多角的な応答が不可避となるが、その場合であっても、最も重要な問題点を優先し、最も有効な反論類型を用いるという基本原則は変わらない。この初期診断が、その後の戦略全体の成否を左右するのである。

IV. 実務家のための戦略的指針：データ駆動型提言

これまでの分析を、複雑な JPO の拒絶理由通知に対応するための、具体的かつ実行可能な戦略的指針（プレイブック）へと昇華させる。

ステップ 1：診断的トリアージと優先順位付け

行動指針：「併せ打ち」通知を受領したら、直ちに各拒絶理由を「主要な実体的拒絶理由」「副次的な実体的拒絶理由」「形式的拒絶理由」に分類し、それらの相互依存関係を「連動型」か「サイロ型」か特定する。

解説：この初期診断は、その後の全ての戦略を決定づける。応答書の起案に着手する前に、この問題の構造図を明確に描くことが不可欠である。このステップを怠ると、重要度の低い問題にリソースを浪費したり、根本原因を見逃したりするリスクが高まる。

ステップ 2：最適応答の構築 - 事実認定への反論の優位性

行動指針：全ての実体的拒絶理由に対し、最初の攻撃ラインは常に、審査官の事実認定（引用発明の内容や本願発明の認定）を精査することに置くべきである¹²。

解説：動機付けや効果について議論する前に、まず「審査官は引用発明が開示する内容を正しく理解しているか？」と問うべきである。ここでの反論が成功すれば、拒絶理由の根拠そのものが無力化され、他の議論は不要になる可能性がある。これは、応答作成において最も投資対効果（ROI）の高い活動である。審査官の論理の土台を揺るがすことに成功すれば、その後の議論を圧倒的に有利に進めることができる。

ステップ 3：副次的議論の戦略的展開

行動指針：「有利な効果」や「動機付けの欠如」に関する議論は、応答の主軸としてではなく、あくまで補強証拠として用いる¹³。

解説：議論の構成は、統計的証拠と整合させるべきである。例えば、「審査官は引用発明を誤認しているため（事実認定の誤り）、それを組み合わせる動機付けが存在しないことを見落としています。この結論は、本願発明が予測外の有利な効果を生み出すという事実によって、さらに補強されます」といった構成が考えられる。この構造は、まず審査官の論理の土台を崩し、次にその結論を補強するという、統計的に有効性が示された流れに沿っている。

ステップ 4：エスカレーション経路 - 審判制度の戦略的活用

データ：2023 年における JPO 全体の特許査定率は 76.0%であった¹⁴。本レポートで分析した研究対象案件（拒絶理由通知後、補正なしで応答）における特許査定率は 82.5%であった¹²。そして、決定的に重要なのは、拒絶査定不服審判における出願人の成功率（請求成立率）が、2023 年において 78%という非常に高い水準であったことである¹⁴。

分析：このデータは、驚くべき戦略的機会を明らかにしている。審査段階での拒絶は確かに厳しいものであるが、審判段階は著しく出願人に有利な状況となっている。78%という審判での成功率は、戦略的な計算を根本的に変える力を持つ統計値である。最初の拒絶理由通知、たとえばそれが複雑な「併せ打ち」であったとしても、それは決して道のりの終わりではない。

解説：価値の高い発明が出願されており、かつ審査官が強硬な態度を崩さない場合、審判請求は最後の手段ではなく、主要な戦略的ツールとして位置づけるべきである。この高い成功率は、審判部（審判官）が、第一線の審査官とは異なる、あるいはより徹底した視点から案件を再評価することが多いことを示唆している。このデータは、最終拒絶後に安易に出願を放棄するのではなく、審判請求に進むことの妥当性をクライアントに助言する際の強力な根拠となる。

表 3: JPO 特許手続き段階別の成功率比較

手続き段階	指標	2023 年実績値
JPO 審査全体	特許査定率	76.0% ¹⁴
拒絶理由応答後（補正なし、研究対象）	特許査定率	82.5% ¹²
拒絶査定不服審判	請求成立率	78.0% ¹⁴

注：本表は、異なる段階における出願人の成功確率を比較するために、公表されている統計データをまとめたものである。

結論

本レポートは、JPO の「併せ打ち」による拒絶理由通知を克服する成功が、運や単なる議論の量によって決まるものではないことを実証した。それは、統計的エビデンスと手続き上の機微に対する深い理解に裏打ちされた、一種の科学なのである。

核心的原則の要約

1. 「併せ打ち」は手続き上の規範であり、克服不可能な障壁ではない。複数の拒絶理由が通知されたという事実自体に萎縮する必要はない。
2. 反論の質と種類が全てであり、量は統計的に無関係である。最も効果的な一点にリソースを集中させることが重要である。
3. 審査官の核心的な事実認定に異議を唱える議論が、出願人の最も強力な武器である。議論は常に、事実の確認から始めるべきである。
4. 拒絶査定不服審判における高い成功率は、価値ある発明を守るための強力な戦略的防衛線を提供する。審判請求は、積極的に検討すべき選択肢である。

最終的な戦略的考察

最も効果的な実務家は、「併せ打ち」通知を、分散した防御で対処すべき広範囲な攻撃としてではなく、正しく分析すれば審査官の主張における正確な脆弱点を明らかにしてくれる精密な診断レポートとして扱うであろう。その一点に火力を集中させることによって、効率的かつ統計的に成功の可能性が高い戦略的勝利を取めることが可能となるのである。

引用文献

1. 情報提供制度の効果的な利用方法 自社のビジネス上 ... - IAT 弁理士法人, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://w-pat.com/file.html?path=11-1539-c004-340588364e6e6a04d4d6>
2. 審査基準 - 特許庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/all.pdf
3. 5 「拒絶理由通知」を受け取ったら - 黒田特許&技術士事務所, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://chizai-pe.com/koramu/5-ju-jue-li-you-tong-zhi-woshou-kequ-tutara/>
4. 実体審査と登録査定、拒絶理由の通知について | 意匠登録審査の流れ, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.kaipat.com/designc/%E5%AE%9F%E4%BD%93%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%A8%E7%99%BB%E9%8C%B2%E6%9F%BB%E5%AE%9A%E3%80%81%E6%8B%92%E7%B5%B6%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%AE%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/>
5. 特許の審査基準及び審査の運用 - 特許庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/document/index/01.pdf>
6. 知的創造サイクルに関する今後の課題 資料 2, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8siryou2.pdf>
7. 我が国の知的財産戦略の現状と課題 - 参議院, 8 月 19, 2025 にアクセス、https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/20060901099.pdf
8. 年頭所感, 8 月 19, 2025 にアクセス、https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200401/jpaapatent200401_004-005.pdf
9. 迅速・的確な審査のための体制・制度の整備と新たな検討課題 - 特許庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/senryaku_wg/document/01-shiryou/paper04.pdf
10. 特許審査迅速化・効率化のための行動計画, 8 月 19, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/seisakubukai-23-shiryou/file_06.pdf
11. 分割出願制度の見直しについて - 特許庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo->

[kouzou/shousai/senryaku_wg/document/02 -shiryou/paper05.pdf](#)

12. 進歩性の拒絶理由に対する 各種反論の有効性, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3822>
13. 進歩性主張のために複数の反論を組み合わせるべきか? | 知財実務 ..., 8 月 19,
2025 にアクセス、<https://chizai-jj-lab.com/2024/01/16/0113/>
14. 特許庁統計【特実編 2024 年版】出願件数・審査請求率・審査期間 ..., 8 月 19,
2025 にアクセス、https://www.koyamapat.jp/2024/07/29/report_patent_2024/